

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N509
2013・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

「慰安婦」問題の本質と歴史認識

— 橋下大阪市長の「慰安婦」発言をきっかけに 大森典子

安全を踏みにじっても処罰を求める人々 高山俊吉

もんじゅの運転再開準備停止命令に思う

— 一刻も早く廃炉の決断を 海渡雄一

4・24仙台高裁決定が私たちに投げかけるもの

— ふくしま集団疎開裁判 柳原敏夫

投稿 憲法改悪と司法改革の嵐の中「後輩に告げておきたいこと」 鈴木秀幸

ロースクールの実情と法曹養成

法曹養成制度について思うこと 竹村和也

奨学金問題と全国会議の活動 鴨田 譲

少年法「改正」、橋下「慰安婦」発言について議長声明を発表 青法協弁学会合同部会



ブルガリアの子ども

「慰安婦」問題の本質と歴史認識

橋下大阪市長の「慰安婦」発言をきっかけに

第二東京弁護士会 大森 典子

1 橋下発言の背景とその内容

本年（二〇一三年）五月二三日の夕刊は、橋下大阪市長が「あれだけ銃弾が雨嵐のごとく飛び交うなかで命かけて走っていくときに……慰安婦制度ってのは必要だということは誰でもわかるわけですよ」と発言したとして、一斉にこの問題を大きく扱った。さらに同じ日に同市長は、沖縄の普天間基地を見学したときに、米軍の司令官に対して、海兵隊員の性的エネルギーをコントロールするために、「もっと積極的に風俗の活用をするように」と進言した、との映像も流れて大きな衝撃が走った。その後もこの発言問題が契機となって、今「慰安婦」問題がかつてなく新聞やテレビを賑わせ、改めてこの問題に市民の目をひきつける結果となっている。

そもそも「慰安婦」問題についての橋下発言は、去年（二〇一二年）の八月二日から始まっている。橋下市長は、「慰安婦」が強制連行されてきたという証拠はなかったというのが日本政府の立場である、として、もしそのような事実があるというなら、韓国側で出してもらいたい、と発言して、被害者を深く傷つけた。この発言に対する抗議が各方面から出されると、橋下氏は、官憲による強制連行を認めた一九九三年の河野談話は閣議決定を

経ていないが、「強制連行の事実を示す記述は見当たらなかった」とした二〇〇七年の第一次安倍内閣の閣議決定がある以上、河野談話は見直すべきであるとの発言をした。

これら一連の橋下氏の発言は以下に述べるように、女性に対する恐るべき差別意識と「慰安婦」被害者の被害事実の無視に基づくものといわざるをえない。

2 「慰安婦」制度の必要性を認めた発言と風俗の推薦

前記の発言のうち、「慰安婦」制度の必要性を認めた発言と風俗の活用を求めた発言は、まさにかつて旧日本軍の幹部が「慰安婦」制度を構想したのと同じ発想に立っている。旧日本軍では、侵略戦争のなかで兵士が膨大な強姦事件を引き起こし、これが占領地およびその周辺での厳しい反日感情の原因となった。このことを軍幹部が憂慮して、組織的に女性を兵士にあてがう「慰安婦」制度を考案した。橋下氏は、厳しい戦闘の場面をくぐりぬける兵士は、その性的欲求をはき出す相手として「慰安婦」が必要である、という。また沖縄の海兵隊についても、橋下氏は海兵隊員が沖縄の女性への暴行事件を引き起こさないようにするために、「風俗」という海兵隊の性的欲求の受け手

になる女性たちをいわば「盾」にして、そこを活用するようにわざわざ司令官に進言した、と言うのだ。

橋下氏の発想は、戦場にいる、あるいは基地で臨戦態勢にいる男たちは性欲のコントロールができないから、その受け手になる女性たちを用意する必要がある、というものであり、女性のなかでもこうした男の相手をする女性を差別し、彼女らにその「受け手」をさせるのがそのほかの女性の保護のために必要だ、とするものである。ここには女性を男性の性欲の対象とみてはばからない差別感覚、さらに女性の中でも現実にくこうした男の性欲の受け手になる「風俗」の女性たちを一段下に見る差別意識が歴然と表れている。橋下氏はこうした男たちの相手をさせられる女性たちの苦痛やその傷つけられる人権について無関心であり、さらには女性を男性の必要に従わせて当然とする意識に全く問題を感じていない。

3 「強制連行」と「慰安婦」問題の本質

橋下氏は、前述のように官憲による「強制連行」がなければ、日本政府が非難されることはない、という見解を持ち、最近「慰安婦」制度はどこの国にもあったのに、日本だけが、「国家の意

思として組織的に女性を拉致し、国家の意思として女性を組織的に人身売買した」「レイプ国家」だとして非難されている、と述べている。

しかしこのような言い方はあえて論点をそろし、問題の本質をすり替えるものである。

日本が「慰安婦」制度について、国際社会から謝罪と賠償を求められているのは、「慰安婦」制度が、「慰安所」において女性たちの自由を奪って兵士の性の相手を強要した「性奴隷制」であり、これを軍が組織的に創設し運営したことと責任をとわれているのである。

橋下氏は、戦前は「公娼制度」があり、官憲に強制的に連行されたのではない女性たちは、だまされて集められた女性たちも人身売買で売られた女性たちも、要は「稼ぎにいった売春婦」であるから日本政府に責任はない、という。しかしこのような事実認識が間違っているのである。「慰安婦」とされた女性たちは、騙されたにしても売られたにしても、軍の管理する「慰安所」にいったん入れられたら最後、逃げることも、兵士の相手を拒否することもできず、まさに奴隷状態におかれた。内地の公娼制度のもとでの女性たちも多くは前借金にしばられて廃業の自由のない「性奴隷」であったが、戦地でははるかに女性たちの生活は厳しく、日常的な暴力にさらされ、一日に数人から数十人の相手をさせられるというおおよそ人間とは思えない

いほどの生活を強いられたのである。日本は国家がこのような人道に反する制度を作り運営したことの責任をとわれているのであって、女性たちの連行の仕方を問題にされているのではない。

橋下氏も安倍総理も、強制連行があったか、なかったかに「慰安婦」問題の論点をすり替える論者は、被害者の「慰安所」での苦難に満ちた生活の実態を語る証言を信用できないとして事実を見ようとしないか、あるいはあえて無視するのである。

しかし今こそ、市民が直感的に「それはおかしい」と思う橋下発言をきっかけに、本当はどのような事実があったのか、もう一度日本の社会はしっかりと歴史と向き合い、このような歴史を繰り返さない決意を社会共通の歴史認識として定着させる必要があるのである。

青法協弁学合同部会では、二〇一三年六月二日、この問題について議長声明を発表いたしました(本紙末尾に掲載)。

安全を踏みにじっても処罰を求める人々

東京 高山 俊吉

認知症の患者やてんかんのある人など障害者に対する偏見や差別を助長し、障害に起因する事故を増やすことが懸念される道路交通法改正が二〇一三年八月七日、全会派一致で断行された。本稿ではてんかんのある人の問題に絞って考える。

「公安委員会は、免許を受けようとする者や免許の更新を受けようとする者に対し、政令で定めるもの（Ⅱ一定の病気）等のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、質問票を交付することができる」「質問票を受けた者は、必要な事項を記載した当該質問票を公安委員会に提出しなければならない」「公安委員会は、必要があると認めるときは必要な報告を求めることができる」「質問票に虚偽の記載をして提出し、又は虚偽の報告をした者は一年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処す」。

てんかんは「一定の病気」の一つとされているか

ら、てんかんのある人は質問票に記載して答えたり報告をする義務を負い、虚偽の回答や報告をすると自由刑を含む刑罰を受けることになった。

二〇一一年四月に栃木県鹿沼市で起きたクレイン車による六人の死亡事故を契機に、運転者の厳重処罰を求める法改正請願運動が展開され、今回の法改正に至った。法務省と国家公安委員会に特別委が設けられた直後の二〇一二年四月に京都市東山区で乗用車が十数人を死傷させる事故が起きている。

鹿沼の事件は、クレイン車が小学生の列に突っ込んだ事故である。てんかんの発作で意識を失っていたとされる運転者は自動車運転過失致死罪で起訴され、法定刑上限の七年の懲役が言い渡された。京都の事件は、軽乗用車が横断歩道などを歩いていた通行人を次々はね、男女七人が死亡、二人が負傷し、運転者は事故後まもなく死亡した。京都府警はてんかん発作が原因だと断定したが、事故状況などから専門家は警察判断に疑問を投げかけている。

どちらの事故も被害は悲慘を極めている。ご遺族や被害者の苦しさや被害感情はいかに思いやつても尽くせない。だが、新制度は、苦しみの果てにいる関係者が本当に安心できる状況を実現するものかと言えば、むしろ逆の結果が生じる危険が高い。

警察庁は、道交法の改正の理由に、「自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病氣にかかっている者等の的確な把握」を挙げる（道路交法の一部を改正する法律案要綱）。「的確な把握」といいう言い方自体に、患者や障害がある人を犯罪予備軍視する治安管理志向を感じるが、そもそも今回の改正は「患者を的確に把握」することにもならないだろう。申告すれば多くの患者は免許を失い、有職者の多くは職を失う。吹き荒れる不況の嵐は社会的な弱者である障害者たちにとりわけ厳しく襲いかかっている。病氣を申告するかどうかの決断を迫られれば、少なくとも患者たちは申告をしない途を選ぶ。

さらに懸念されるのは患者たちが医師にも実情を告白しなくなることだ。発作があるのを隠したり、車の運転をしていることを隠したりする。細かく聞き出そうとする医師を避け、患者の状態に詳しくない医師に切り替える。患者は受けるべき治療を受けられず、運転回避の助言を受ける機会も失う。その結果は交通危険のいつその潜在化と拡大である。

鹿沼市の事件の後、警察庁は、病状等の申告を促す取り組みを全国的に展開したが、申告件数は、実施後の一年で対前年比僅か九パーセントし

か伸びなかった。不申告や虚偽報告を処罰すると言えは、自身の状況を正直に申告する者は大きく増えるか。この国は、長きにわたっててんかんの患者に社会的な不利益を強いてきた。道路交通法も、二〇〇二年までは、発作が出ようが出まいがてんかんのある人にはすべて免許を与えないままできた。ほとんどの患者たちは、いまだにこの病氣を隠して生きている。患者が自身の病氣を申告しても不利益を被らない保障がなければ、刑罰の威嚇は病氣の隠蔽を生むだけに終わる。

鹿沼市の事件では、てんかんの患者とされる運転手は、医師には自分は運転していないと言っていたという。運転手には事故前歴があったが、前の事故のときにも居眠りをしていたと言っていた（てんかん発作を疑うべき捜査資料はあった）。しかし、今回の事故の前にも医師には発作のことを言わず、運転の事実も否定していた。結局、てんかんの患者であることを事業主も看破できなかった。

京都市の事件では、運転手が死亡したこともあって真相は掴みにくいのが、伝えられるところでは、患者には発作があり、医師も家族も運転を控えるように指導・助言していたけれども、事業主も気づかなかつたという。医師や家族の対処が功を奏

さなかったことになる。このケースでも、罰則付きで申告を義務づけていたら、運転手はやはり公安委員会には隠したのではなからうか。

いくら処罰を強化しても病氣を治してくれる医療がなければ、また病氣を公開しても生きていける社会でなければ、てんかん発作による交通事故は後を絶たない。それどころか、潜在化したてんかん発作による重大な交通事故はかえって増えかねない。

改正道交法は二〇一三年六月七日に国会を通った。「病氣を理由とした差別を生じさせるな」「社会生活上不利益や支障を受けないようにせよ」などの附帯決議がついたが、問題は何一つ解決していない。日本てんかん学会と日本てんかん協会は、五月中旬に緊急シンポジウム「事故をなくしたい―病氣や障害と自動車社会の共存をめざして―」を開いた。患者や障害のある人たち、そして治療にかかわる医師たちの言葉は怒りに震えていた。

てんかんのある人の数は百万人とも言われるが、年間約七〇万件の交通事故のうち、てんかん発作を伴う事故は僅か七三件（二〇一二年）しかない。なぜ落ち着いて考えようとしなののか。病氣や障害がある人たちが平穩に社会に参画できるためには、自動車利用は不可欠の前提だ。誤解を恐

れず言えば、自動車利用の本当の価値はこのような人々にこそあると言ってもよい。

てんかん発作の予兆を科学的に感知して車両の動きのコントロールにつなげる衝突安全対策を研究開発するなど、ハードの側からの対策が真剣に考えられるべきだ。なすべきことに力を注がず、間違った方向に力を注ぐ人々をこのままにしておいてよいのか。私たち法律家の責任が今問われている。



◆
今国会で継続審議になった「自動車運転致死傷処罰法案」はさらに問題だ。同法案には、「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病氣として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転し、よってその病氣の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一五年以下の懲役に処す」という条項が盛り込まれている。

てんかんはこの「病氣」の一つに指定されているので、てんかんのある人は、病氣を理由として自動車運転致死傷処罰法の適用を受け、それ以外の運転者より重く処罰される危険性が生じる。自動車運転過失致死傷罪の刑罰は、七年以下の懲役・

禁錮か百万円以下の罰金だから最高刑は現行の二倍に近い。

この法案について、日本精神神経学会ほか六団体からなる「精神科七者懇談会」は、二〇一三年三月に総会を開き、挙げられた病氣に罹患した者が正常な運転が困難な状態に陥る可能性が高いと言いが、医学的根拠も統計的事実もないとして、病名を理由に処罰の対象とするのは差別であり、法の下の平等に反し障害者基本法の差別禁止条項にも抵触するとの声明を発した。

声明は、さらに、「支障が生じるおそれがある」という曖昧な適用要件を定めていることも批判している。危険運転致死傷罪という犯罪の構成要件がそもそも曖昧を極めているのである(例えば「正常な運転が困難な状態」とはどういう状態か)。そのことが各方面から批判されている中で、これを母胎とする今回の犯罪類型は、「危険運転致死傷罪までには至らない危険度の犯罪類型」だといえる。だから、さらに曖昧である(例えば、「正常な運転に支障が生じるおそれがある状態」とはどういう状態か)。差別と曖昧が結びつくことに対する懇談会の批判はまことに正鵠を射ている。放置が許される問題ではない。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられ、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替(手数料はご負担下さい) ●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—



青年法律家協会弁護士学者合同部会 編

B5版・280ページ
定価2,500円(税込)

もんじゅの運転再開準備停止命令に思う

一刻も早く廃炉の決断を



東京 海渡 雄一

1 原子力規制委員会による 運転再開準備停止命令

二〇一三年五月、日本原子力研究開発機構の高速増殖炉「もんじゅ」で二万件近い点検漏れ（六月の報道ではさらに二〇〇〇件）が見つかった。同機構の鈴木篤之理事長は同月一七日、「今までのことについて責任を取る」として辞任した。原子力規制委員会は、五月三〇日に試験運転再開の準備を停止するよう命じた。このような矢継ぎ早の動きが意味することは何なのか、それを考えるのが本原稿の目的だ。

2 もんじゅ訴訟を振り返って

思い返すと、私がもんじゅ訴訟の依頼を受けたのは一九八四年の秋のことである。約三〇年間もんじゅとは付き合ってきた。

当時もんじゅは「夢の原子炉」と呼ばれ、ブルトニウムを燃料とし、炉心を冷却するのにナトリウムを使い、燃やした以上の燃料を増殖していく高速増殖炉として国策の中心に位置づけられていた。この原子炉にたたかいを挑むにあたって、一九八五年提訴直前の集会では、原告団事務局長の小木曾美和子さんは「事故の危険性は国の将来を左右する。一五年は覚悟し、長期裁判をたたかい抜こう」と悲壮な覚悟を呼びかけられた。

一九九五年二月には臨界直後にナトリウム漏えい事故が発生した。もんじゅは事故前に数カ月試験運転しただけで、発電実績は、原子力研究機構によると一億二〇〇万キロワット時である。フル出力運転の一五日程度に過ぎない。二〇〇九年度までに要した建設費と維持管理費、燃料費は一兆三三〇億円に達している。発電炉としては全く意味がない。

3 三点の無効理由を認めた

川崎判決

長い裁判の中で、心の底から喜ぶことのできたのは、二〇〇三年一月二七日の川崎和夫裁判長（名古屋高裁金沢支部）による勝訴判決の時であ

った。提訴から一七年にして、ついに勝ち取った原告完全勝訴判決であり、国内原発の設置許可の無効確認や取り消し、運転差し止めを求めた訴訟で、住民側の完全勝訴は初めてだった。川崎和夫裁判長による「もんじゅ設置許可の無効を確認する」という言い渡しの声は私の記憶に刻み込まれている。

もんじゅは「原型炉」という研究段階の炉で、出力は二八万キロワットで、小型である。判決で認められた無効の理由は三点。第一に、ナトリウム漏れが火災につながりやすい。ナトリウムは、空気中で発火し、水と爆発的に反応する。一九九五年二月、配管からナトリウムが漏れて火災となった。この事故原因の究明の過程でナトリウム溶融塩反応の見落としという重大問題が浮かび上がった。すなわち、ナトリウムと鋼鉄製のライナーとの反応でライナーに穴が開き、ナトリウムコンクリート反応が起きる可能性があることがわかったのである。

第二点は蒸気発生器の問題である。ナトリウムの熱をタービンを回す蒸気に熱交換するための設備が蒸気発生器である。この機器では伝熱管の数ミリの壁を隔ててナトリウムと蒸気が接しており、伝熱管に穴が開くと爆発的に反応が進み、多くの伝熱管が一気に破断し、炉心の冷却が困難になる

事態も判決は認めている。

第三に、チェルノブイリ原発事故のように、核暴走事故を起こす危険性も指摘されている。

さらに、判決では認められなかったが、もんじゅは高温で使用するため、熱応力対策のため、配管の厚みは薄くしなければならない。もんじゅ近くには活断層があり、敷地内の破砕帯の調査も原子力規制委員会によって実施されるようになったが、地震の時にこの薄い配管などに損傷が生ずるおそれがあることも指摘してきた。

4 最高裁判決とつまずき続けた 運転再開

この高裁判決は二〇〇五年五月、最高裁によって覆された。高裁判決に憲法違反や判例違反、法解釈の誤りなどがないかを中心に審理する「法律審」とされる上告審で最高裁は事実審理に踏み込み、行政が変更許可を行い、安全装置などの追加を義務づけたものとの処分について「安全審査の判断過程に見過ごせない誤りや欠落はなく、違法とはいえない」という信じがたい判断を導き、高裁判決を破棄したのである。

この最高裁判決からすでに八年が経過したが、もんじゅは運転再開の準備中の燃料事故後今日ま

で正式運転を再開できないままである。

二〇一〇年八月二六日には炉内中継装置が炉内に落下する事故が発生した。この落下事故は燃料交換ねじ具のゆるみを見落としたという信じられない単純ミスが原因となっている。

二〇一一年三月の福島原発事故の後には、この川崎判決と最高裁判決のどちらが正しい判決であったかは、誰の目にも明らかになったと言えるだろう。

5 潜在的核開発能力ともんじゅ

もんじゅが発電技術として破綻していることは明らかだ。二〇一二年二月二〇日には、政策提言型事業仕分けで、「もんじゅを用いた高速増殖炉の研究開発の存続の是非を含め、従来の体制・計画を抜本的に見直し、再検証を行い、国民の徹底した納得を得られる結論を得るべき」と提言された。

衆院決算行政監視委員会は国会版事業仕分けの結果にもとづき、同年二月八日、政府に高速増殖炉原型炉「もんじゅ」開発や核燃料サイクル関連予算の縮減などを要求する決議を全会一致で採択した。しかし、開発費を除く維持管理費として一七五億円を認めた予算案が作成された。



2005年5月 最高裁判決に抗議する原告・弁護団

日本に先行して高速増殖炉の開発を始めた欧米諸国アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスは、約二〇年前までに高速増殖炉開発から撤退している。最後まで固執していたフランスも一九九一

年制定の「放射性廃棄物管理の研究に関する法律（バタイユ法）」によって高速増殖炉開発からの撤退を決定した。スーパーフェニックス炉は経済的理由から一九九八年に停止、廃炉作業にはいった。フェニックス炉も、二〇〇九年に廃止された。

ロシア・中国・インドにナトリウム冷却炉が存在するが、発電用のプルトニウム増殖炉とは言えない。高速増殖炉開発を続行している日本は原子力開発のガラパゴスとなっているのだ。

日本が経済的には意味がなく、危険性ばかりが危惧されるこの技術から手を引かないのはなぜなのか。日本は国内外で核分裂性プルトニウムを約二六・五トン保有している。数千発の核兵器が造れる量だ。核燃料の再処理は非核兵器保有国の中では日本だけに認められてきた。繰り返し事業の見直しを言い渡されながら、今日までもんじゅが命脈を保ってきたのは、最近の維新の会の石原慎太郎氏などが核武装の意図を公言することなどにも読み取れるように、日本の国家組織の一部に確か

に存在している、核兵器の製造につながるプルトニウムの保有に対する衝動抜きには説明できないだろう。

6 一刻も早く廃炉の決断を

今回の規制委員会の決定は、信じがたい点検漏れにもとづくものであるが、もんじゅ廃炉への大きなチャンスである。二〇年近くも事故で停止していた装置を再度動かすことの危険性は予測不可能である。実は定年退職者が相次いで、原子力研究開発機構にはもんじゅの運転をできるだけの技術者は残っていない。メンテナンスマンも運転もできないのだ。もんじゅは一刻も早く廃炉を決め、もんじゅの開発に当たった技術者は放射性廃棄物の処分や他のエネルギー技術分野への転身を勧めるべきである。おやすみなさい「もんじゅくん」。

（脱原発弁護団全国連絡会 共同代表・元もんじゅ訴訟弁護団）

4・24仙台高裁決定が 私たちに投げかけるもの

ふくしま集団疎開裁判

東京弁護士会 柳原 敏夫

1 極めてつましい救済を掲げた 「ふくしま集団疎開裁判」

通称「ふくしま集団疎開裁判」は、福島原発事故による日本史上最悪の人権侵害を前にして、二〇二年六月、郡山市の小中学生一四名が自分たちを（大人より放射能の感受性が三〜五倍高いにもかかわらず大人の安全基準に合わせ）年間一ミリシーベルト以下の安全な場所に避難して教育させて欲しいと、ごくつましい救済を求めて郡山市を相手に申立てた仮処分事件です。

これがどれほどつましい救済であるかは、第一回目の審尋で裁判長が「いつまで避難を求める積りなのか」と尋ねてきたことが物語っています。九月初め結審の予定が、チェルノブイリ事故との対比による健康被害を予測した矢ヶ崎克馬氏の意見書等により異例の延長となり、野田前首相の冷温停止宣言と同日の二〇二年二月一六日に却下決定。却下の最大の理由は、郡山市すら口にしないかった「一〇〇ミリシーベルト以下なら問題ない」であり、内容だけでなく訴訟手続上も例を見ない人権侵害の決定でした。しかし、仮処分手続の性格上、二審はあつという間に審理終了、ケチらされて負けは必至だと覚悟しました。二〇二三年四月二四日の高裁決定は覚悟の通り却下。しかし異例の事態が二つ出現しました。

月二四日の高裁決定は覚悟の通り却下。しかし異例の事態が二つ出現しました。

一つは、審理は二、三カ月で幕を降ろす筈が一年四カ月もかかってしまい、その間に福島県の被ばくの危険性を証明する膨大な証拠が提出されたこと（甲二〇二二四八）。

もう一つは、一審の事実認定を二〇〇ミリシーベルト問題も含め全面的に覆し、前記の矢ヶ崎意見書をはじめチェルノブイリ事故との対比による健康被害に関する証拠（二〇一三年四月出版の『調査報告 チェルノブイリ被害の全貌』等）を全面的に採用し、以下の事実を認定したことです。

- (1) 郡山市の子どもは低線量被ばくにより生命・健康に由々しい事態の進行が懸念される。
- (2) 除染技術の未開発、仮置場問題の未解決等により除染は十分な成果が得られていない。
- (3) 被ばくの危険を回避するためには、安全な他の地域に避難するしか手段がない。
- (4) 「集団疎開」が子どもたちの被ばくの危険を回避する一つの抜本的方策として教育行政上考慮すべき選択肢である。

2 仙台高裁決定の謎

なぜ、疎開裁判は異例の展開となり、決定中に

「不都合な真実」を認定してしまったのか。疎開裁判に対し世界中から声をあげたからです。疎開裁判のような科学的かつ社会的な裁判の行方を左右するのは三本の矢（真実の力・正義の力・市民の力）が織り成す総合力です。疎開裁判はこの三本の矢において、日本のみならず世界から多大な協力が寄せられたのです。

(1) 真実の力

未曾有の原発事故による目に見えない放射能の威力を知るにはチェルノブイリの体験に学ぶしかありません。チェルノブイリで起きた被害は明日の福島です。私たちはマリコ博士らの国際共同研究報告書、ヤブロコフ・ネステレンコ報告（チェルノブイリ被害の全貌）、パンタジェフスキー論文、ウクライナ政府報告書などチェルノブイリの真実を語る文献に注目し、福島健康被害を予測しました。

(2) 正義の力

真実はただそれだけでは社会を動かす力として弱い時、正義の力が加わって初めて人々の心に届くものです。福島の子どもたちを救わなくてはいけないと真っ先に良心の声をあげたのは米国の人権活動家ノーム・チョムスキーでした。

「社会が道徳的に健全であるかどうかをはかる基準として、社会の最も弱い立場の人たちのこと

を社会がどう取り扱うかという基準に勝るものはなく、許し難い行為の犠牲者となっている子どもたち以上に傷つきやすい存在、大切な存在はありません。

日本にとって、そして世界中の私たち全員にとって、この裁判は失敗が許されないテスト（試練）なのです。」（二〇一二年一月二日）

しかし、二〇一三年四月二四日の高裁決定は福島の子どもたちの被ばくの危険性を正しく認定したにもかかわらず、その上で「危険だと思う子どもは自分で避難すれば、それで問題は解決する」として郡山市の避難の義務を否定しました。交通事故で車にひかれた子どもに「命がヤバイと思ったら自分で病院に行け」とは誰も言いません。すべてを自己責任の問題に還元して憚らない、新自由主義の最悪の帰結ともいうべきこの高裁決定が、原発事故で「許し難い行為の犠牲者となっている子どもたち」に対し、どれほど残忍な要求を突きつけているか、どれほどの不正義であるかはチョムスキーの言葉を鏡にしたとき明白です。

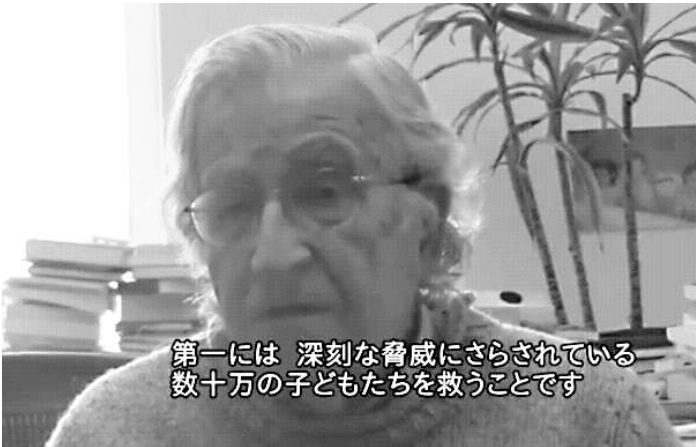
(3) 市民の力

たとえどんな真実も正義も、それを支持する市民の力がない限り無力にとどまります。他方、たとえどんな良心的な裁判官であろうとも国家に対し「ノー」という判決を出すためには多数の市民

の支持が不可欠です。二審では、国内の多くの市民だけでなく、世界中から無数の市民が声をあげました。オーストリア首相（ヴェルナー・ファイマン）、スイス・ジュネーブ市長（レミール・パガーニ）、英国の著名ファッションデザイナー（キャサリン・ハムネット）……

3 いま、最も緊急の課題への参加のお願い

以上の通り、高裁決定を吟味する中で、疎開裁判は頂上まであと一步のところまで迫り着いたことを知りました。反面、頂上に迫り着けなかった理由も判明しました——三本の矢（真実の力・正義の力・市民の力）の総合力がなお十分だったからです。そこで今、日本の市民、日本の市民運動にとって緊急の課題とは何か。先ごろ、チョムスキーは私たちのインタビューにこう答えました。「福島のような大惨事を防ぐために解決しないといけない、化石燃料、原子力、代替エネルギーや組織にまつわる問題が山積みであることは事実ですが、一部の問題はとて緊急を要するもので、他のいかなることよりも最優先されなくてはならないことの第一は、被ばくの深刻な脅威にさらされている数十万の子どもたちを救うことで



第一には 深刻な脅威にさらされている
数十万の子どもたちを救うことです

2013年5月29日 ノーム・チョムスキーのインタビューより

す。

この緊急の課題に対して解決策を見つけ、政府にそれをさせるためのプレッシャーを日本の市民の力でかけなくてはなりません。そして、その非常に重要な取り組みに、私も支援できることを望んでいます。」(二〇一三年五月二九日)

チェルノブイリ事故から一七年で、ウクライナの放射能汚染地域に住む子どもたちの「慢性疾患を持つ子」は八・四パーセントから七七・八パーセントに上昇しました。つい最近(二〇一三年六月五日)の福島県の子どもの甲狀腺検査結果は、九八万人以上が亡くなったとされるチェルノブイリ事故を上回る速度と規模で福島健康被害が進行中であることを明確に示しました。未来をしっかりと見つめる必要があります。甚大な健康被害が明るみになる四年、五年後に避難するのではなく、これ以上悲劇を拡大しないために今すぐ避難することが必要なのです。では誰がそれをやるのか。言うまでもなく福島の子どもを救う第一の責任は我々日本の大人にあります。私たちは、原発事故の加害者でもある日本政府が己の義務を果たすことを実行させるために、これから「第二次疎開裁判」、そして福島の子どもたちを安全な場所に逃がす集団避難(これこそ日本の宝を守るための二世紀最大の公共事業です)、その突破口を作るための「緊急・避難プロジェクト」の二つを同時にスタートさせます。この取り組みに一人でも多くの市民、法律家、医師などの皆さんが積極的に参加されることを願ってやみません。

「第二次疎開裁判」および「緊急・避難プロジェクト」の連絡先は sokai@song-deborah.com です。「ふくしま集団疎開裁判」のブログ、ツイッター、フェイスブックもご覧ください。

第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集(機関紙「青年法律家」号外)が発行されました。青法協弁学会合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい(1部200円・送料別)。

好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail: bengaku@seihokyo.jp

投稿

憲法改悪と司法改革の嵐の中 後輩に告げておきたいこと

あいち 鈴木 秀幸

1 憲法と司法の問題と、青年法律家協会の関係について、私が後輩の皆さんに、伝えたいこと、今、話しておきたいことを書き記したい気持ちでいっぱいである。

皆さんにもう一度、一九五四(昭和二九)年の「青年法律家協会設立趣意書」を手にとって見ていただきたい。戦前の暗い時代を経験した後に新しい憲法を手にした若い研究者と弁護士が、平和と民主主義のために憲法を守ろうとする熱い思いが、今なお伝わってくる。実に幅広い人たちの呼びかけになっている。そして、修習生は一九五三年三月に七期から入会した。

この青法協が設立された一九五四年という年は、どのような時代であったのか。憲法状況としては、約六〇年後の二〇一三年の今とかなり似通った時代であったのではないだろうか。今、安倍自民党は、九六条を変える、国防軍などと言い、もつとひどいことには、近代憲法を否定するような内容の自民党憲法草案(注1)を掲げている。青法協設立の一九五四年は、保安隊が自衛隊に変えられ、改憲が唱えられ始めた年である。

2 その少し前の一九五〇年に朝鮮戦争勃発と警察予備隊創設。一九五一年にサンフランシスコ講話条約と日米安保条約。一九五二年に血のメーデー事件、破壊活動防止法、日米行政協定、保安隊。一九五三年に朝鮮休戦協定。そして、この一九五四年は、ビキニ原爆実験、教育二

法、警察法の改悪、日米相互防衛援助協定(MSA協定)、自衛隊に改組。翌一九五五年が、砂川事件、日本社会党と自由民主党の五五年体制のスタート。それ以後、憲法改悪が、政権政党の綱領に掲げられることになった。この憲法の危機のときに、青法協が設立されたのである。

3 この護憲のための青法協が、一番に輪を広げたのが、修習生の間であった。一九五五年以降(昭和三〇年代)に急速に修習生に広がり、毎年、半数以上が加入する団体に育った。そして、弁護士だけでなく、裁判官にもなっていた。そのため、一九六〇年代後半以降(昭和四〇年代)に入って、一九六七年、自民党が、反青法協の「偏向判決」批判をするようになり、最高裁も青法協対策に乗り出し、いわゆる司法反動の象徴的な事件が起きた。この司法反動は、一九六四年に発表された臨時司法制度調査会の意見書に遡る流れであり、日弁連がこの臨時意見書を批判する文書を発表したのが、同じ一九六七年であった。一九七〇年に二三期の七名の裁判官新任拒否(以後、四九名の青法協の会員の修習生が任官を拒否された)、一九七一年に宮本康昭裁判官の再任拒否が行われ、そのため、一九七二年に、裁判官の独立のために、実に「法学者末川博以下六〇四名」が抗議声明に加わった。

13

4

青法協の設立趣意書は、平和と民主主義のために憲法を擁護することを強く打ち出している。一方、立憲主義や基本的人権の尊重は強く表現されておらず、司法の問題は、全く触れられていない。

ところが、前述の通り、一九六〇年代後半（昭和四〇年代）以後、青法協は、裁判官の思想信条による差別をめぐる一方の当事者として、司法問題に大きく関わらざるを得ない事態になった。この最高裁の裁判官の差別的な人事政策に対し、日弁連及び青法協は、国民各界と連携して懸命に批判を続けた。弁護士会の中では、司法問題対策委員会及び法曹三者協議会が担当した。しかし、差別的な人事政策は是正されなかった。憲法の番人の最高裁が、こんな状態であった。

この問題が解決されないまま、一九九〇年以後、中坊公平日弁連会長のもとで、司法改革の時代に突入した。この改革の特徴は、日弁連が最高裁、法務・検察に対する批判を避け、むしろ、それと協調しながら、弁護士の「自己改革」を中心とする司法改革を唱えたことである。この場合の「自己」とは、他の弁護士のことを言い、「自己」と言いながら、要するに、自分に同調しない他の弁護士に対する批判、弁護士のギルド的性格及び営利主義批判の政治的な運動の謳い文句であった。

この自己改革中心の司法改革は、弁護士大量増

員、司法修習の短縮と給費制の廃止など、戦後の司法改革で獲得した法曹養成及び弁護士制度を後退させるものであった。さらには、この司法改革は、司法における民主制の形式を整えようとしたが、効率と利便を優先させ、国民に対する権利救済の拡充をめざす改革ではなかった。貴重な戦後の司法改革の成果を次々に奪い、司法の土台を破壊するものとなった。

敗戦直後の司法改革と一九九〇年代以後の司法改革の思想的な違いは、弁護士という中産階級の知識人の位置づけに関する思想的な違いである。弁護士という職業は公共性と事業性と二面性があるが（注2）、サービス提供ばかりが強調され、事業性が無視された。今回の司法改革において、弁護士の全国規模の任意団体にとどまらず、全員加入の日弁連までが、全く根拠のない、弁護士の大量増員（司法試験合格者年間三〇〇〇人）という事業性を無視した自殺的な主張を展開するようになり、我が国の弁護士を潰そうとしていた者の思う壺にはまってしまった。自分たちは評価されたという動機と、こちらが譲歩すれば相手も譲歩してくれるだろうという主観的な甘い考え方などが原因であった。自ら傷を負っても会員全体のためにたたかうという姿勢をすでに失っていた。

5

現在、よほど現実を見ようとしらない人以外は、司法試験合格者の大量増員が我が国

の司法、特に弁護士制度を危機に陥れていると思っている。余りに遅すぎた。国税庁の統計によると、二〇一一年の弁護士の所得は、一〇〇万円以下が六〇〇九人（二二パーセント）、一〇〇万円超五〇〇万円以下が五二〇八人（一九パーセント）である。新しく、毎年約二二〇〇人の低所得者層を累積させている（注3）。日弁連の一〇年毎の調査によれば、一九九九年の中央値は二三〇〇万円、二〇〇九年は八九四万円であった。中間の二〇一四年には弁護士の半数が五〇〇万円未満の所得となるであろう。この一五年間に、所得が二三〇〇万円から五〇〇万円へ、約三八パーセントに激減することになる（注4）。危機的状況である。更に弁護士二万人が増加する二〇一九年の調査ではどうなるのか、想像することをやめてはならない。

6

本年（二〇一三年）六月二十六日、法曹養成制度検討会議が、今後も弁護士需要が増加するとか、法科大学院が法曹養成の中核だとする「取りまとめ」を決定した。

これに対し、検討会議と日弁連がほとんど足並みをそろえる状況でありながら、自民党の司法制度調査会が、六月八日、現状を素直に司法崩壊の危機だとして、日弁連の司法改革推進派と対立してきた多くの一般会員の主張の多くを取り入れた内容の中間提言（弁護士人口はすでに飽和であるとして法曹人口五万人を否定。今、この見解を

とすることは、合格者一〇〇〇人でピーク時に五万人を越えるので、実質的には一〇〇〇人以下を唱えたことになる。予備試験合格者の拡大も強く主張。法曹有資格者の活動領域の拡大を第七項に下げる扱いをし、過大評価していない）を発表した。この自民党の提言は、弁護士職業の基盤に対する危機感があり、これまでの司法審意見書、検討会議取りまとめ及び日弁連の司法改革提言とは全く違う。この中間提言をしっかりと受け止め、今後、この提言が生かされるようにしなければならぬ。

正しい司法改革は、今回の司法改革（官僚司法制の下でのアメリカ型化）ではなく、戦前の頭のままの司法官僚が強く抵抗する中で、戦争を体験した弁護士と弁護士出身の国会議員が懸命にがんばって、統一司法修習を獲得し、続いて、GHQに直訴して、弁護士の独立を保障した弁護士法を議員立法で制定した戦後の司法改革とそれを発展させることである。

今後の二年間が、我が国の弁護士制度を守る最後の機会となるであろう。新たにT P P参加による弁護士制度変更とI S D条項という重大な問題も発生する。

7 青法協は、憲法と民主主義を守るために設立された。この護り手である青法協の会員の大半が弁護士である。弁護士制度が破壊され

ると、憲法の護り手が破壊されることになる。憲法を守るために、必ず、弁護士制度の根幹にかかわる適正な法曹人口と法曹養成制度を守らねばならない。人権擁護のための現場主義だけでは、この弁護士集団の異常な時代が生んだ難局を乗り切ることができない。

弁護士過剰は、弁護士の経済的基盤を潰し、司法修習制度の改悪、特に前期修習の廃止は、青法協の輪を修習生の間で広げる機会を奪っている。給費制の廃止も、修習生から心の余裕を奪い、青法協を遠ざける。かつて、修習生を期毎にみた場合、青法協の会員は自由法曹団の会員の数倍という広がりがあった。特に司法改革以後、中間層が少なくなってしまう、以前の幅広い姿ではなくなった。すでに、弁護士会の役員から、弁護士会では、多くの若い会員は事件を拾える委員会以外ほとんど参加しない現状にあると言われる。

今回の司法改革は、市民のためではなく、明らかに、我が国の法曹の変質（在野法曹の弱体化）を狙ったものと考えねばならない。憲法擁護と人権活動に努めていても、弁護士の経済的基盤の問題を軽視すれば、足を掬われることになる。船の底が抜けた状況にある。全力で塞がねば全く危ない。修習生の給費制の復活の要求にとどまらず、自らの経済的要求、すなわち合格者数の削減と法テラス関係の報酬額の増額を要求し、弁護士の職

業的魅力を回復することが基本である。そうしなければ、弁護士が貧困化し、有為な人材が司法界を敬遠するばかりで、司法は衰退する。

【注1】 自民党の若手議員を中心に、憲法草案を手直しする要求が出ていて、見直される可能性がある（毎日新聞二〇一三年七月二日朝刊一面）

【注2】 本間重紀教授（静岡大学）は、一九九五年頃から、「弁護士は二面的である。公共的であると同時に事業者的である」「弁護士サービスをめぐる市場は自己完結性を持たない。弁護士サービスの質は司法によって決まる」「弁護士に対する横からの攻撃、競争を利用した共同の破壊という新しいタイプの攻撃が、いま始まったのではないかというのが私の理解である」と指摘し、規制緩和的司法改革を強く批判し、弁護士大量増員策が弁護士集団に対する攻撃であると指摘した。（鈴木ら五名共著『司法改革の失敗』七三頁、二〇一二年四月、花伝社）

【注3】 毎日新聞二〇一三年五月九日朝刊、「ZEN BEN Frontier」二弁フロンティア」二〇一二年六月号

【注4】 「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査報告書二〇一〇」（「自由と正義」二〇一一年六月臨時増刊号）。前掲『司法改革の失敗』一七〇～二〇頁。鈴木ら六名共著『司法崩壊の危機』（三八～三九頁、二〇一三年六月、花伝社）

法曹養成制度について思うこと

東京 竹村 和也

1 法曹養成制度の語りにくさ

法曹養成制度や法科大学院について議論するとき、噛み合わないなあ、すっきりしないなあと思うことがあります。法曹養成制度のなかで法科大学院の実情だけを取り出して議論することは適切ではないでしょうし、そもそも法曹養成制度自体が司法制度改革の他の論点と独立して語ることはできず議論を整理することが難しいからでしょうか。

私自身、自分の考えをきちんと整理できていないのですが、個人的体験を踏まえて考えを述べたいと思います。

2 個人的体験としての法科大学院

私個人は、法科大学院生活を楽しくすご

すことができました。友人や教員との議論だけでなく、人権課題等について当事者・弁護士をお呼びして勉強するサークル活動、青法協の法科大学院生部会での活動など充実していたと思います。

他方で、通っていた法科大学院が比較的大規模であったこともあり、五〇人前後で行われる授業も多く、丁寧な教育を受けたとは思っていません。もともと、私自身の取り組み方にも問題があったとは思っています。

3 経済的負担、合格率、就職難

現在、法曹養成制度検討会議（検討会議）などで法曹養成制度の見直し作業が進められています。「見直し」が行われるということ、制度に「問題がある」ことが前提です。

実際、法科大学院の志願者数・入学者が年々減少し、法科大学院での過ごし方も受験勉強に特化する傾向が強いと聞きます。

志望者・入学者が減り続ける要因には色々あるかと思いますが、その一つに経済的負担という問題があります。そもそも日本は高校・大学の学費を個人に背負わせる国です。それ自体先進国の中では異常なことですが、すでにそのような経済的負担を背負った若者が、さらに法科大学院の学費まで負担させられてしまうのが現在の制度です。そして、ようやく司法試験に合格したにもかかわらず、修習生の給費は廃止され借金がさらに増えていくことになります。

私が法科大学院に在学していたときも、大きな借金を背負っている友人が多くいました。司法試験に合格しなければ借金だけが増えたことになり、合格してもさらに借金を増やすことになる、何とも言えない異様なプレッシャーだったと思います。検討会議は、法科大学院では「既に充実した経済的支援」が行われておりその「拡充」が求められる、司法修習中の転居費用等を支給するなどの措置をするとしています。が、抜本的な解決策とはいえません。高校・大学の学費無償化とあわせて早急に改善が求められる点だと思います。

ロースクールの実情と 法曹養成

経済的負担、合格率、就職
難の問題は密接に関連しあ
いながら、法科大学院におけ

る経済的負担、合格率、就職
難の問題は密接に関連しあ
いながら、法科大学院におけ

ます。
経済的負担と密接に関連するのが、合格
率と就職難の問題です。合格率は厳しい水
準のままで、合格しても弁護士が増えたこと
による就職難の現実が待ち受けています。言
うまでもなく、この二つは対立する要素です
(合格者を増やし合格率を上げようとすれば
就職難が加速する)。私としては、法科大学
院の定員を削減したうえで、合格者数もあ
る程度抑えて対処すべきように思います(合
格率は下がらないようにする)。いずれにし
ても、合格率と就職難の問題は法曹をめざ
す若者の一番強い関心事です。借金だけ増え
るリスクを避けるために法曹をめざすことを
諦めることになりますし、法科大学院でのす
ごし方にもかわってきます。とにもかくに
も合格しなければならず、受験勉強に特化
してしまいます。私が法科大
学院にいたときも合格率と就
職難の問題は話題になること
が多く、皆、とても精神的に
追い詰められていたように思
います。

法曹養成にも強い影響を与えています。法
曹をめざす若者のためにも早急に改善される
ことを望みます。

4 制度のなかにいる学生

いま法曹をめざすためには、法科大学院
を修了することが形式的には本筋です。私
自身、「事前審査から事後チェック社会」へ
という司法制度改革そのものに違和感を覚
えていましたが、弁護士になるためには現在の
法曹養成制度に従うしかなく法科大学院に
入学しました。そのなかで充実した経験も
しましたが、様々な制度の問題にも接しま
した。現役法科大学院生もそうだと思います。
法曹をめざすためには制度に従うしかなく
た彼らの声をもっと拾って見直し議論が進め
ばいいなと思います。

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く^{ひら}

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の
民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな
影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗し
た実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/>

奨学金問題と全国会議の活動

埼玉 鴨田 譲

1 奨学金問題とは？

(1) 奨学金とは？

奨学金とは、一般的に、大学等の高等教育機関に進学して学習する学生のために、たとえば家計所得が一定以下の場合（奨学）、あるいは学業成績やスポーツ等で優秀な成績を修めた場合（育英）の学生への経済的援助制度としての金銭給付をいう。

奨学金を実施している機関は、大学、地方自治体、財団など様々な団体がある。独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という）の「平成二二（二〇一〇）年度奨学金事業に関する実態調査報告」によれば、奨学金を実施している機関は約四三〇〇あり、何らかの奨学金を利用して学校に通っている学生は約一七〇万人、奨学金の事業額は合計で約二億五〇〇〇万円にのぼるとされる。

機構は、その四三〇〇ある機関のうちの一つに過ぎないのであるが、その利用者数は約二二三万人で利用者総数の約七二パーセント、事業額は約一〇億一〇〇〇万円で奨学金事業額合計の約八八パーセントという圧倒的規模を占めている。したがって、後記のとおり、現在の奨学金の返済に関する問題は、その多くが機構の奨学金に関するものである。

(2) 機構の奨学金の特色

機構以外の奨学金も含めると、日本の奨学金には「貸与型奨学金」と「給付型奨学金」とがある。しかし、世界的には「奨学金」といえば給付型のもののみを指すのが一般的であり、貸与型の奨学金は「奨学金」ではなく「ローン」と呼ばれる。機構の実施する奨学金（＝実質的に国が実施する奨学金）は、貸与型奨学金しか存在しないのであるから、世界の用語に倣えば、日本には、国が実施する高等教育を受ける学生への金銭給付はローンしか存在しないということになる。OECD加盟国全三四カ国のうち、大学授業料が有料でかつ給付型奨学金が存在しないのは日本のみである。

また、機構の奨学金には第一種（無利子）と第二種（有利子）のものが存在する。一九九八年度では、無利子の割合が約八割であったのに対し、二〇一二年度では、無利子の割合が約三割と急激に低下しており、これは裏を返せば有利子奨学金の利用者数が飛躍的に上昇していることを意味する（一九九八年度では無利子が約三十九万人、有利子が約二万人であるのに対し、二〇一二年度は無利子が約三十八万人、有利子が約九六万人）。有利子奨学金の利子は最大で年三パーセントであり、無利子、有利子いずれも延滞金は年一〇パーセントである。延滞した後に返済した場合、返済金は延滞金、利息、元金の順に充当される。よって、延

滞金発生後、月々に少額を返済したとしても、それが延滞金の返済のみに充てられ、元金は一向に減らないという事態も生じる。

(3) 奨学金利用者増加の背景

そもそも学生が奨学金を借りざるを得なくなっている大きな理由として、大学の学費が高騰し続けていることが挙げられる。いまから三四年前の一九七九年に入学した世代の大学の初年度納付金（入学料＋年間授業料）は、国立大学で約二二万円、私立大学で約六四万円であった。しかし、その後大学の学費は上昇を続け、二〇一〇年に入学した世代では、初年度納付金が、国立大学で約八二万円、私立大学文系で約二二〇万円、理系で約一五〇万円である。このように、大学の学費は急激に高騰し、特に国立大学の学費の高騰は顕著であつて、お金がなくても国立大学に進学すれば何とかするという時代も終わってしまったのである。

他方で、一九九〇年代後半以降、平均世帯年収は減少を続けており、年収に占める大学学費の割合も大幅に上昇している。このような背景のなかで、奨学金の利用者は増加を続けている。

(4) 奨学金返済困難者増加の背景

奨学金の返還に困難を来している者は、特に大学卒業後数年以内の若年層に多い傾向があると言われている。その理由は、昨今の就職難で職に就けなかったり、就職できたとしても非正規雇用で

十分な賃金が得られなかったり、就職した職場がいわゆるブラック企業ですぐに辞めざるを得なくなるといったことが挙げられる。

他方で、機構は、奨学金債権の回収を強化しており、二〇一〇年からはその傾向が顕著である。具体的には、延滞三カ月でブラックリストに登録し、延滞四カ月で、債権回収をサービサーに業務委託、延滞九カ月になるとほぼ自動的に裁判所に支払督促の申立を行うという強硬な方針をとっているようである。機構の支払督促の申立件数は、二〇〇四年は約二〇〇件であったものが、二〇一〇年には約二万件となり、わずか七年間で五〇倍もの申立件数となっている。

奨学金の延滞に関し、巷では、「本当は返せるのに、返さないだけではないか？」との疑いの声も聞かれるが、延滞すれば一〇パーセントの遅延損害金が発生し、ブラックリストにまで登録される機構の奨学金制度のもとでは、返済しない場合のデメリットが非常に大きいため、あえて返済しない人が存在するとは到底考えられない。よって、奨学金を返済していない人は返済できない人と考えて良い。

(5) 機構の不十分な救済制度

奨学金の返済に困難を来した場合、機構には救済制度が複数存在するものの、いずれも適用の条件が厳しかったり、運用上の制約があったりと不

十分なものであると言わざるを得ない。

たとえば、最も一般的な救済制度として、申請により奨学金の返還期間を一定期間猶予する「返還期限の猶予」という制度があるが、これは低収入（年収三〇〇万円以下）を理由とする場合は、最大で五年間しか認められず、猶予期間五年を使い切ると、それ以降は、無収入であろうとこの制度を使うことはできなくなる。

また、奨学金の返還の全部または一部を免除する「返還免除」という制度があるが、これは本人が労働能力の大部分を喪失した場合などごく限定的な場面でのしか利用できず、延滞金が発生した場合にこれを減額または免除する「延滞金減免」の制度も、利用できる場面は限られている。さらに、これらの救済制度を機構が奨学金利用者に十分に周知していない点も問題となっている。

(6) 破産も再生も困難―保証人の問題―

機構の奨学金を利用する場合、保証人を付ける個人保証か月々の保証料を支払って保証機関が保証をする機関保証のどちらかを選択することになっている。平成二三（二〇一一）年度では、個人保証を選択した人が約五四パーセントで、機関保証を選択した人よりやや多い。そして、個人保証を選択する場合には、連帯保証人一名、通常の保証人一名を付けることになっており、連帯保証人は親、保証人は親戚にしているケースが多い。

個人保証を選択した人が返済困難になった場合、もし本人が破産や個人再生をすれば、機構の請求が親や親戚へなされることになるため、法的整理を躊躇する人も多い。

前記のように、機構の制度内での救済制度が十分であるのに、個人保証の場合には、法的整理も事実上難しいということで八方塞がりの状態に陥るのである。

2 全国会議の活動

(1) 全国会議の設立と目的

前記のような奨学金返済困難者の救済と現行の奨学金制度の改革をめざして、二〇一三年三月三十一日、弁護士、司法書士、教育関係者を中心として「奨学金問題対策全国会議」（以下、「全国会議」という）が設立された（共同代表・大内裕和中京大学教授、伊東達也弁護士（千葉）、事務局長・岩重佳治弁護士（東京））。

具体的な目標は、①低収入を理由とした返還猶予期間五年の上限撤廃、②個人保証の廃止、③貸与型奨学金についてはすべて利子及び延滞金を付けないこと、④給付型奨学金の導入、などである。

(2) 全国会議の活動

全国会議全体としての初めての活動はホットラ

インの開催であった。「全国奨学金返済問題ホットライン」と題し、二〇一三年五月十八日、全国一七カ所で実施し、二〇〇件以上の相談を受けた。日弁連が同様のホットラインをすでに二月に実施していたことや、広報が十分でなかったこともあり、あまり電話がかかってこないことが懸念されたが、予想に反し、奨学金返済困難者あるいはその親からの相談が数多く寄せられ、奨学金の返済問題で苦しんでいる人の多さを改めて実感する結果となった。

また、六月九日には名古屋でシンポジウムを行った。このシンポジウムはワールドカフェという形式で、参加者が五人程度のグループになって奨学金に関する議題について話し合うもので、議題としては、「月一〇万円の有利子奨学金、あなたなら借りるか？」などのテーマがあった。このシンポジウムは、「愛知県学費と奨学金を考える会」という大学生を中心とした団体が主体となって準備したこともあり、参加者にも大学生がかなり多く、実際に奨学金を借りて大学に通う人も借りていない人も若い人たちが現行の奨学金制度について考えるきっかけとなった。七月七日には、札幌でも同様のシンポジウムが実施された。

(3) 今後の活動

全国会議では、返済困難者の相談活動に継続的に取り組んで行き、当事者の声を集積し、現行の

奨学金制度の改革に反映できるよう国会議員、マスコミなどへ働きかけを行っていく予定である。また、集会などを全国各地で随時行っていく、まずこのような奨学金問題というものの存在と現行の奨学金制度の問題点を広く世間に知ってもらうよう活動していく予定である。

さらに、現在、北海道や兵庫など、各地で独自に奨学金問題に取り組む団体が続々と設立されており、これら地域の団体との連携を図ってこの問題に取り組んで行くことが重要である。

(4) ご協力よろしくお願いします！

全国会議の会員は現在一五〇名程度であるが、参加者の地域的な偏りなどもあり、十分とは言えない状況である。前記のホットラインも可能であれば全都道府県で実施したいところではあったが、一七カ所に留まってしまった。奨学金の返済に困難を抱えた方は全国各地に存在すると思われ、また、地方の方のほうが、下宿するために大学での費用がより多くかかるのではないかとということも指摘されており、より多くの地域の方に全国会議に参加していただきたい。

そういうわけで、この問題に少しでも関心のある方は是非全国会議のメンバーになってともに活動していただければと思います。ご協力よろしくお願います！

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎議長声明

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、六月二日、「検察官関与の拡大と不定期刑の上限引上げ」を内容とする少年法「改正」に反対する議長声明を発表し、法務大臣および各政党に送付しました。また同日、「橋下徹大阪市長の発言に抗議する議長声明」を発表し、内閣総理大臣、橋下徹大阪市長に送付しました(編集部)。

検察官関与の拡大と不定期刑の上限引上げを 内容とする少年法「改正」に反対する議長声明

1 はじめに

本年二月八日の法制審議会答申に基づく少年法「改正」の作業が進み、次の臨時国会に上程が予定されている。「改正」の内容は、①国選付添人制度の拡充、②検察官関与の拡大、③不定期刑の上限引上げである。

国選付添人が選任される対象事件の範囲を「長期三年を超える懲役または禁錮にあたる罪」まで拡大することは、元来成人に比して防御の能力も弱く、自らの気持ちや主張を整理し表明する力も不足している子どもたちにとって、適正手続の履践の要請の観点から歓迎すべきである。

2 検察官関与の拡大の問題

しかし、検察官関与の拡大と不定期刑の上限引上げには、国選付添人が選任される対象事件が拡大されるという積極面があるとしてもなお、以下に述べるように少年法の理念を損なうものであり、到底賛成することはできない。

今回の「改正」は、検察官が出席できる対象事件の範囲を「長期三年を超える懲役または禁錮にあたる罪」にまで拡大しており、これにより検察官が出席できる対象事件には少年事件の主要な部分が含まれることになる。

少年審判への検察官関与は、二〇〇〇年の少

年法「改正」によって導入された制度であるが、少年法の基本理念との根本的矛盾をきたすものであった。

少年法は、未だ発達途上にあり「成長しうる」(可塑性のある)存在である子どもの特性をふまえて、特別の手続の下、非行少年に対して刑罰ではなく保護を行うことを基本理念としている(保護主義、少年法一条)。かかる理念は、自ら主体的に成長し発達していく権利(成長発達権)に由来するものである。成長発達権は、個人の尊重、幸福追求権(憲法一三条)、教育を受ける権利(憲法二六条)等の憲法的価値に由来する憲法上の権利として位置づけられる。

かかる理念の下、少年法は、全件送致主義によつて、すべての保護事件について家裁調査官による科学的調査に基づくケースワークが行われ少年の主体的な発達を図るための専門家による援助が手続段階においても保障されている。

このように、少年法における保護手続は、要保護性の解明を第一とする手続であり、少年審判には「懇切を旨として、和やかに行う」(少年法二二条一項)という雰囲気が必要不可欠である。もともと検察官は刑事責任の追及を行うことを使命とし、少年の健全育成を担う専門性を

有していない。そのため二〇〇〇年の少年法「改正」まで、検察官は保護手続に関与することは認められなかった。

検察官が出席して少年を追及することになれば、その場は対立当事者が攻撃防御を行う成人の刑事裁判類似の場になり、少年は迂闊な発言ができなくなり、保護手続の雰囲気そのものを、要保護性の解明にふさわしくないものへと変えてしまう。だから厳罰化を進めた二〇〇〇年の少年法「改正」でも、検察官の関与は重大な事件に絞ってしか認められなかったのである。

少年審判は成人の刑事裁判と異なり、予断排除の原則（刑事訴訟法二五六条六項ほか）も、伝聞証拠法則（同法三二〇条以下）の適用もなく、証拠制限の手続はない。捜査段階の証拠は全て家裁送致時に裁判所に送られ、裁判官は、審判が始まる前に全ての証拠に接している。裁判官も、少年自身の弁解を聴取しないままに証拠に目を通すことになるために「黒」の心証を形成したうえで、審判を開くことを余儀なくされる。保護手続は、少年の言い分を受けその心証を正してゆく手続となる。

少年が事実関係を争うとすれば、成人の刑事裁判よりもきわめて不利な立場におかれて手続が始まることになる。

今回の「改正」は事実認定を適切にすることを理由とするが、上記のような刑事手続との差

異に鑑みれば、もっぱら刑事訴追を行う役割の検察官が出席することによって、むしろ少年の立場が極端に弱まり、冤罪を生みだし、少年の心に一生に消すことのできない傷を与える危険が高まると言わざるを得ない。

3 不定期刑の上限引上げの問題

「改正」は、不定期刑を言い渡し得る場合について、有期の懲役又は禁錮刑の長期の上限を一〇年から一五年に、短期の上限を五年から一〇年に、無期刑で処断すべき場合の代替有期刑について、長期の上限を二五年から二〇年に、それぞれ五年ずつ引き上げる内容となっている。

不定期刑は可塑性に富む少年が、早期に社会に復帰できるよう処遇に弾力性を持たせるもので、少年法の理念に基いている。子どもの権利に関する条約三七条(b)は、刑罰を含めて自由を奪うことについて「最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること」としている。仮釈放との関係で、短期が規準にされれば、有効な成果につながるはずであるが、現実には仮釈放は長期を規準として運用されているので、長期の延長は少年の拘束を長期化する結果と連動し、処遇の弾力性を後退させる。また刑期の設定は、社会から隔絶した刑務所に収容するもので、発達途上にある少年の成長を阻み自立することを困難にすることに配慮してなされるべきであり、

処罰感情を満たすとか、応報に十分とか、成人の処遇がどうかだけで判断してはならない。この答申の審議では、刑期の上限、下限の延長は、成人の懲役刑上限の引き上げに連動したもので、少年犯罪の凶悪化等に対応したものではなく、もっぱら裁判所の裁量権の幅を広げるものであるとしか説明されていない。このような刑期の延長は有害無益でありなすべきものではない。

加えて、厳罰化が少年犯罪を抑止する効果はなく、また少年犯罪被害者の被害回復を図ることもない。少年犯罪被害者の権利回復は、被害者自身を援助する体制を総合的に整えることによるべきである。

4 正当化の根拠とならない国選付添人制度の拡充

国選付添人制度の拡大は、当然なされるべきものであるが、それと並行してあるいはそれを利用してこのような少年法の理念の根幹を揺るがす提起がなされることを無視することは許されない。今回の「改正」は、裁判官が、真実を少年との対話の中から発見するのではなく、検察官の立証に頼るシステムを全面的に導入することに他ならない。

国連子どもの権利委員会は、わが国の二〇〇〇年「改正」以来の一連の「改正」を繰り返し批判し、改善するよう勧告してきた、今回の「改正」

は、これらの国連勧告に逆らったものでもある。このような制度の下では、弁護士である付添人がどのように頑張っても、あるいは頑張れば頑張るほど、少年は保護手続の中で「お客様」として扱われるようになり、対話をとおして少年が立ち直る制度は失われる。

の「改正」はそもそもなされてはならないものである。国選付添人制度の拡充とセットにしたとしても、検察官関与の拡大、不定期刑の上限の引上げには反対である。

たちの尊厳を踏みにじる橋下氏の発言の根底には、過去の侵略戦争及び植民地支配に対する無反省があり、到底容認することはできない。かかる発言は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意」した日本国憲法を精神をも踏みにじるものである。

5 おわりに

検察官関与の拡大、不定期刑の上限の引上げ

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

橋下徹大阪市長の発言に抗議する議長声明

1 報道によると、橋下徹大阪市長は、二〇一三年五月一二日の記者会見において、「慰安婦制度についていうものは必要なのはこれは誰だってわかるわけです」と慰安婦制度の必要性を強調するとともに、米軍普天間基地の司令官と会談した際に「沖縄米軍犯罪抑止のためにもっと風俗業を活用して欲しい」、「（風俗業を）真正面から活用してもらわないと、海兵隊の猛者の性的なエネルギーはきちんとコントロールできない」などと述べた旨発言した。

に、従軍「慰安婦」制度の必要性、風俗業の活用を説く橋下市長の発言は、女性を男性の性的な欲求のはけ口として捉える男尊女卑の価値観に基づくものであり、日本国憲法の定める個人の尊厳（二三条）や両性の本質的平等（二四条二項）に真っ向から反するものであるから到底容認できない。

2 「慰安婦」制度は、外出、居住、廃業、拒否の自由が認められない中で奴隷的に性交を強制したものであった。軍人の性的欲望の処理のため

3 また、深く傷つけられ、心身の障害に現在もなお苦しむ元「慰安婦」の女性の前で、「慰安婦」制度は「必要」であったとし、元「慰安婦」の女性

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

また、日本政府に対しては、国連「人権条約に基づく拷問禁止委員会」の「政府や公人による事実の否定、元慰安婦を傷つけようとする試みに反論する」ことを求める勧告（二〇一三年五月三一日）に直ちに従い、橋下市長の発言を否定し反論することを強く求める。

二〇一三年六月二日

二〇一三年度第二回常任委員会(福岡)のご案内

青法協弁学合同部会は、後記の要領で二〇一三年度第二回拡大常任委員会を行います。会議の中心課題は、参議院選挙後の憲法情勢と修習生支援、法曹養成です。さらに、今回は二つの地元企画を用意いたしました。常任委員以外の会員もぜひご参加ください。

記

□日時 二〇一三年九月一三日(金)一三時～一四日(土)正午

*地元オプション企画(講演) 一四日二時～一五時(予定)

□場所 福岡県福岡市内

□地元企画① 九月二三日(金)一六時半から一八時予定

講演「福島と水俣、玄海を結ぶもの」 講師 馬奈木昭雄会員

福島原発事故と公害闘争の原点水俣病、そして玄海原発稼働差止訴訟までを結ぶたかひの考え方と展望について講演をしていただきます。

□地元企画② 九月一四日(土)一三時から一五時予定(全日程終了後のオプション企画)

講演「憲法、人権と裁判官」 講師 森野俊彦元福岡高裁判事

森野氏は裁判官在任中も裁判官ネットワークで発言しており、在任時には、数々の注目事件を担当していました。裁判官の職責を果たすうえで憲法や人権保障とどのように向き合い考えていたのかについて講演をしていただきます。

詳細は別途送付の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

編集後記

▼かつてド・ゴールは「歴史に問いかけ、歴史に学べ」と言った。周恩来も確か同ようなことを言っていた。

▼最近、欧米からは極右扱いされているこの国の保守政治勢力の歴史の忘却ぶりや歪曲ぶりは度し難い。▼日本維新の会は、日本国憲法を「日本を孤立と軽蔑の対象に貶めた」「元凶」などとまで綱領に書いたが、それは違うのでは。「日本を孤立と軽蔑の対象に貶め」てる「元凶」は、侵略定義暴言の安倍首相、イスラム教国暴言の猪瀬知事、それに従軍慰安婦暴言の橋下市長の三人でしょう。あんならのせいで私ら日本人、これからは海外でとても肩身の狭い思いをする。▼私は、この三人衆は自分の金で世界を見て歩いたことがないんじゃないかと思う。世界の空気を吸ったことがないから、空気を読めていない。物見遊山でもけっこう。とにかく、いろんな国を巡ってみたら、世界の人たちが日本に強く、たくましい国になつて欲しいなんて全く望んでないことはわかる筈だ。▼私が海外旅行で一緒にいる人たちは、憲法を大切にし、平和を願う人が多い。これは少しも不思議なことではない。(宮本 智)